

2025年3月13日

新設分割に関する事前開示書類

東京都台東区上野一丁目16番5号
株式会社ジェリービーンズグループ
代表取締役社長 宮崎 明

株式会社ジェリービーンズグループ（以下「甲」といいます。）は、2025年3月13日開催の甲取締役会の承認を得て、同年5月8日を効力発生日として、新設分割の方法によって設立する株式会社ジェリービーンズ株式会社（以下「乙」といいます。）に甲の婦人靴の小売販売事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

本件分割に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項は以下の通りです。

1. 分割計画書の内容（会社法第803条第1項第2号）

別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第6号から第9号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項を記載した書面（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

乙は、本新設分割に際して[100]株を発行し、その全てを甲に割り当て交付します。乙が発行する株式数については、甲が乙の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、乙が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

本新設分割後の乙の資本金及び準備金の額については、本新設分割により乙に承継される予定の資産及び負債の額、乙の財務基盤及び今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 甲の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における甲の債務および乙の債務（甲が新設分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施規則第 205 条第 7 号）

(1) 甲の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本新設分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 乙の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれて

おります。

また、本新設分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施規則第 205 条第 8 号）

分割計画備置開始日後に上記の事項に変動が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上